



当院の地域包括ケア病棟で受け入れ可能な方について (地域からの受け入れ)

1. 痰の吸引、点滴などの医療的処置が必要なため、介護施設でのショートステイの利用が困難な方（メディカルレスパイト）
2. 短期集中リハビリテーションが必要な方（入院期間は2～3週間）
3. 摂食嚥下機能評価を希望される方
4. 痰の吸引方法など、ご家族への指導が必要な方
5. CKD（慢性腎臓病）教育入院
6. 糖尿病患者さん食事体験入院
7. 関節リウマチ患者さん教育入院

臨床心理士の紹介

臨床心理士の谷川と申します。平成26年秋より当院で勤務しています。臨床心理士は、医療・教育・福祉・産業・司法領域において、相談者及び家族の心理的課題の評価と解消に努める心理技術者です。当院では、がん緩和ケア・認知症疾患医療センターをはじめとする全診療科対応と、職員メンタルヘルスを主な業務としており、院内の多職種と連携を取っています。（臨床心理士 谷川 誠司）



第20回住民医療フォーラムのお知らせ

日時：平成29年11月30日（木）

午後3時30分～

会場：当院9階会議室

内容：浮村理先生（京都府立医科大学泌尿器科学教授）による特別講演他



地域包括ケア病棟に関する問い合わせ

地域医療連携室まで（担当：中嶋・中野）

※バックナンバーは、[当院ホームページから閲覧](#)できます。「[トップページのご利用者への案内](#)」→「[入院案内](#)」→「[地域包括ケア病棟の御案内](#)」

地域包括ケア病棟の入院基本料について

「地域包括ケア病棟の入院費用（入院基本料）」（平成29年10月現在）についてお知らせします。入院費用の目安を知って頂き、ご紹介の際の参考にして頂ければと思います。

（地域医療連携室 係長 南出 弦）

地域包括ケア病棟の入院基本料は1日約3,000点となり、1日あたりの入院費用は、1点の単価が10円のため、約3,000点に係数10をかけた、約30,000円となります。

例1）医療保険の高齢者1割負担の患者さんが7日間入院された場合

約30,000円×7日×10%=約21,000円となります。



例2）医療保険の高齢者1割負担の患者さんが1ヶ月入院された場合

約30,000円×31日×10%=約93,000円となりますが、高額療養費制度の適応となるため、入院費用は57,600円（住民税非課税世帯の場合は24,600円、又は15,000円）となります。

※食事代は別途かかります。

※正確には当院の地域包括ケア病棟の入院料は、地域包括ケア病棟入院基本料12,558点に、看護職員配置加算を1日につき150点、看護補助者配置加算を1日につき150点、救急・在宅等支援病床初期加算を1日につき150点（14日間）を加算した、3,158点となります。

※一般病棟では、実施した検査などは出来高での算定となりますが、地域包括ケア病棟では、検査費用など多くは入院基本料に包括されます。

※入院費用についてご不明な点は、医事課・地域医療連携室までお問い合わせ下さい。

地域医療連携室より

～年末年始の受け入れについて～

在宅にて療養中で、ご家族のご都合やかかりつけ医の先生方の休暇などの理由で、一時的に在宅療養が困難となる患者様を対象として、年末年始の受け入れをさせて頂いています。該当の患者様がおられましたら、地域医療連携室にまずはご一報下さい。なお、ベッド調整の都合もあり、可能であれば、12月22日（金）頃までにご連絡頂きますようお願い致します。

（地域医療連携室 係長 南出 弦）

受け入れた例

- ・一時的に継続した在宅医療が困難となるため、胃ろう、気管切開で在宅療養されている患者様をご紹介頂き、一週間程度受け入れしました。
- ・経口摂取量が少なく、毎日点滴が必要な患者様の受け入れをしました。